

保証料のご案内

保証を受ける送信機の台数に応じた次の保証料をお振込みください。保証を受ける送信機の台数により保証料が異なります。

- 1 無線局の免許申請（開設）の場合
 - 1台のみ 4,000円（税込）
 - 1台を超え5台まで 6,000円（税込）
 - 5台を超え 8,000円（税込）

注：同一の出願者で、過去2年以内に保証を受けた送信機と同一の送信機で保証を受けようとする場合は、総数から除いてください。ただし、最低の台数は1台とします。

- 2 変更の場合
 - 1台のみ 3,000円（税込）
 - 1台を超え 5,000円（税込）

- 3 設置場所変更の場合
 - 台数に関係なく1件 2,500円（税込）

注：同時に無線設備を変更しようとする場合は、「2 変更の場合」の保証料のみとなります。

※1：保証料は、技適機種のみ（ブースタ等なし）の送信機の台数を除いて算定してください。（例図を参照）

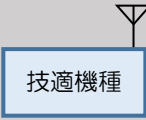
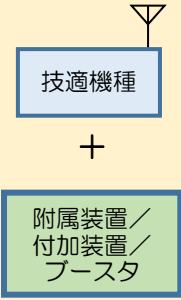

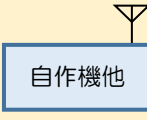
※2：保証料は、協会の瑕疵により無線局免許が得られない又は無線設備の変更が認められなかった場合を除き、返戻いたしません。

※3：設備共用の場合の保証料（台数の算定）

- ① 同時に保証を受ける場合であって、設備共用する場合の保証料は、代表する1名を正規の保証料とし、その他の者については保証料の対象台数に含めません。ただし、共用する全員について、最低台数は1台以上としてください。
- ② 同一の出願者であって、過去2年以内に保証を受けた無線設備をそのまま使用する場合は、当該設備は保証料の対象台数に含めません。ただし、全部の設備が該当する場合であっても、保証料は1台と見なして算定してください。

※4：出願者からの申し出により出願を取り下げる場合の保証料の返戻は、出願者が支払った保証料から当該書類の郵送料及び振込手数料を差し引いた額を返戻します。

(例 図)

ケース別	〔 第1送信機 〕 技適機種のみ	〔 第2送信機 〕 技適改造機器又は 技適機種＋附属装 置等	〔 第3送信機 〕 JARL 登録機種	〔 第4送信機 〕 自作機他
無線設備 の内容				
保証審査 の対象	対象外	対象	対象	対象

※上記の場合は、第1送信機が保証審査の対象外となるため、台数の算定は、**3台**となります。

保証料の振込等

保証料の振込等は、次の方法でお願いします。

1 郵便局の口座振替（払込み）の場合

振替口座 00120-1-729584

加入者名 JARD保証事業センター

2 銀行振込の場合

(1) 三菱東京UFJ銀行（0005） 駒込支店（店番 061）

普通預金 口座番号 0438903

名 義 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 保証事業

(2) ゆうちょ銀行 〇一九店（店番 019）

当座預金 口座番号 0729584

名 義 JARD保証事業センター

（カナ） （ジェイエーアールディーホショウジギョウセンター）

3 直接納付の場合

JARD保証事業センターにて直接納付できます。(現金のみ)

※1：お振込みの名義は、必ず出願者名（社団局の場合は、代表者名）と
してください。

※2：振込等の手数料は、お客様にてご負担ください。

※3：振込等を証する書類は、保証願書の所定の位置に貼付してください。
なお、控えは必ずコピーを取るなどしてお手元に保管してください。